

日本共産党区議団

小島和男

区政二ユース



2018・6
NO 902

発行

荒川区荒川2-1-23区役所内・5階控室
〒114-8502 4627
TEL arajcp@tcn-catv.ne.jp
事務所 東日暮里三・十八・四
電話 三・八九一・八八八四
FAX 三・八九一・八九一
自宅 東日暮里六・二十一・五
電話 三・八〇六・九五五二



法律相談会

7月11日(水)
午後6時より
小島和男事務所

弁護士へのご相談は小島事務所に
ご連絡下さい

<連絡先>
小島和男事務所
3891・8884
小島和男携帯電話
090・4361・9202

定員オーバーなど利用者増大に伴う学童クラブの増設計画を

厚労省の放課後学童クラブの設備運営基準では、一学童クラブの児童数は40人です。また、学童クラブの占有面積は、遊び・生活の場や静養などのスペースとして児童一人につき1・65㎡以上としており、荒川区でもすでに条例化しています。

2年後の2020年4月からは、定員をオーバーして入所させることはできなくなります。すでに南千住では、第一、第二の学童クラブ定員の調整のために4年生以上は他の学童クラブに移動。汐入東も定員を18名オーバーで他の学童クラブに移動。第二瑞光小も23名が移動となっています。熊野前、西尾久学童クラブも定員オーバーなど増設の検討が必要です。さらに三日小学童クラブや西日暮里2丁目と日暮里学童クラブは定員いっぱいですが、近くの学童クラブに通所できない状況は改善が必要です。

来年度以降も学童クラブの利用者が増え続けることは十分予想されます。

荒川区ではマンシヨン増加などで児童が増え学校の教室確保にも苦勞しています。それだけに、今から学童クラブ増設に用地の確保など必要な手立てを尽くすことが求められます。

学童クラブ占有面積基準を満たすために、荒川区として今後の増設計画を早期に立てるよう求めています。



学童クラブ在籍数、平成30年4月1日

	児童数	定員
南千住第一	74	100
南千住第二	42	
南千住四丁目	52	60
汐入	75	80
二瑞光小	70	60
汐入小	124	120
汐入東小	70	70
花ノ木	36	60
峡田小	47	60
二峡小	63	60
三峡小	19	35
赤土小	64	60
九峡小	36	40
四峡小	55	60
五峡小	71	60
七峡小	49	60
大門小	45	60
熊野前	77	50
西尾久	62	60
尾久西小	65	60
東日暮里	35	40
六日小	43	60
西日二丁目	80	80
日暮里	35	40
三日小	70	70
二日小	48	80
合計	1,507	1,585

架空請求「はがき」にご注意を

法務省の「国民訴訟お客様へ」と書かれたはがきが届き、携帯電話・メールでも連絡が来たが、どうすれば良いのかと相談がありました。

荒川区消費者センターには、4月以降50件の相談が寄せられています。これは架空請求で、以前はお金も取られることもありましたが、最近は電話に出ると個人情報盗みをとることを目的にしていることが多い。

裁判に係わることで、はがきを出すことはありません。架空請求ですから電話に出ない、返事をしないことが大切です。

問い合わせ、荒川区消費者センター
電話：03-3802-3111（内線：477）

高さ2・2m以上で道路に面した5つの学校のブロック塀（控え壁なし）を撤去へ

教育委員会では、区内の小中学校34校と9つの幼稚園についてブロック塀の調査を行いました。

このうち控え壁のない既存不適格な小中学校5校のプール脇ブロック塀については、速やかに撤去し代替えのフェンスなどを設置します。また通学路の安全確保

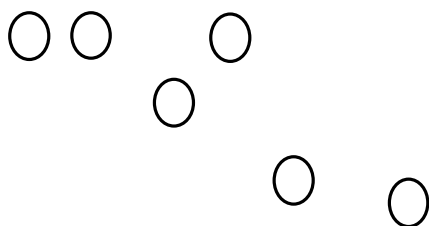
荒川区として危険度の高い民間所有者へ撤去を促す通知を送付しました。区民にホームページなどでブロック塀の点検・撤去を呼び掛けています。



荒川自然公園のトイレの改修について

昭和46年の開設以来、施設老朽化が進み、とくにトイレは段差もあり、バリアフリー化を求める強い要望がありました。自然公園は、区の公園で改修費用は区の独自財源でしたが、今回、6月議会の条例改正で都市公園となり、国や都の財政支援を受けることができます。

現在、2か所のトイレ改修は終了、今年10月前後に3カ所目のトイレ改修を行い、残る3カ所も早期に実施するよう求め、区も実施を約束しました。



トイレは6カ所丸印のところ